

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年9月28日

金 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第52号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第30号の9別紙1備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙1備考6(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙1備考6中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙2備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙2備考4(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙2備考4中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙3備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙3備考6(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙3備考6中(9)及び(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙4備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削

り、同様式別紙4備考4(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙4備考4中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙5備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙5備考4(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙5備考4中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙6備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙6備考4(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙6備考4中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙8備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙8備考6(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙8備考6中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙9備考以外の部分中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、」を削り、同様式別紙9備考6(1)中「定款、寄附行為及び」を削り、同様式別紙9備考6中(9)及び(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とする。

様式第30号の11中「定款、寄附行為等及び」を削り、

13	障害児（通所・入所）給付費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の請求に関する事項
14	役員の氏名、生年月日及び住所
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

を

13	役員の氏名、生年月日及び住所
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
変更年月日	年 月 日

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)
